

《消費税引き上げに係る増収分の使途状況について》

少子高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源を確保するため、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられており、増収分については、すべて社会保障経費の財源とし、使途を明確にすることとされています。

平成29年度決算における中能登町での増収分及び充当事業は、以下の通りです。

【歳入】

平成28年度 地方消費税交付金(社会保障財源分) 138,092 千円

【歳出】

地方消費税引上げ分の使途一覧

(単位:千円)

充当事業		事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち引上げ分
社会福祉	保育園運営費	365,769	80,287	0	8,717	276,765	138,092
	福祉医療費支給事業	122,198	30,232	0	139	91,827	
	児童福祉事務事業	24,200	897	0	100	23,203	
社会保険	後期高齢者医療事業	73,324	54,214	0	0	19,110	
	老人福祉事務事業	216,956	0	0	0	216,956	
	保健衛生事業	147,604	80,622	0	0	66,982	
保健衛生	感染症予防事業	56,490	2,231	0	0	54,259	
	保健事業	21,235	693	0	0	20,542	
	母子保健事業	18,771	1,054	0	0	17,717	
合計		1,046,547	250,230	0	8,956	787,361	